

諮問庁：日本私立学校振興・共済事業団

諮問日：平成29年6月15日（平成29年（独情）諮問第33号）

答申日：平成30年3月1日（平成29年度（独情）答申第66号）

事件名：特定宿泊施設特定事件に係る文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定宿泊施設特定事件についての文書の一切」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙に掲げる文書1ないし文書12（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が特定すべきとしている「懲戒の根拠規定」を特定しなかったことは妥当であるが、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年2月23日付け私事総第286号（以下「原処分」という。）により、日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

原処分を取り消すことを求める。また、文書の特定につき懲戒の根拠規定について、開示がなされないことは、不適切である。

ア 不開示の理由不記載

不開示部分の表示はあるが、不開示部分に対応した理由の提示がされておらず、不開示は違法であると言わざるを得ない。

イ 不開示の問題点

（ア）文書1

いずれの部分についても不開示は不要である。個人印には理事長印も含まれているが、理事長の印を非開示にする趣旨は特に不明である。また、理事及び監事は、いずれも経営者側に該当する者であり、所定の責任を負う立場であるから、氏名を非公開にすることは相当ではなく、印の非開示の趣旨も特に不明であると言わざるを得ない。

得ない。個人名，役職名についても，特に役職名については，立場を示すものに過ぎないから，その非公開の趣旨は不明である。

調査委員会設置要綱の会社名等という項目について，会社名等の等というのが具体的に何を示しているのかにつき明らかではないから，不開示部分を提示しておらず，違法である。また，会社名についても，いかなる理由で不開示なのか不明である。

(イ) 文書 2

これまでに主張したものと重複したものは繰り返さないが同様である。調査内容について，不開示にする必要があるとは言えない。調査報告書の中で，丸々ページの全体が不開示になっている箇所が相当数あるが，具体的な情報を一切開示しないにもかかわらず，ページの全体を不開示（真っ黒）とした上で（したがって具体的な情報の公開は何ら行われていないことになる），そうであるにもかかわらず，当該ページの写しの交付手数料を請求するという行為は，具体的な情報公開を何ら行わないにもかかわらず手数料を詐取するもので不当であると言わざるを得ないから，その旨指摘する。また，不開示も違法である。合意書の内容について，タイトルのみしか開示されておらず，まったく不明確の状況となっているが，合意の内容を示すことに支障がないし，そもそも不開示とする何の理由も説明されていないのであるから，全部開示が相当である。既に終了した契約関係であるから，不開示にする必要性があるとは言えず，理由がない。また何の理由も説明されていない。その他全てについて，理由の説明が全くないので，違法である。

(ウ) 文書 3

これまでに主張したものと重複したものは繰り返さないが同様である（以下全ての文書に共通するので重ねて繰り返さない。）。

(エ) 文書 4

調査内容，検討内容，処分案等，事情聴取，供述書，ヒアリング，合意書，個人情報に関する文書，議事概要，原議書案，処分説明書，懲戒処分書における部署，職名，氏名，職位の級及び号俸及び懲戒根拠規定，処分の種類・程度，処分理由，処分・措置対象者一覧表，特定宿泊施設及び施設部配置表などの非公開部分について，いずれも何の非公開理由も記載されていないことは，理由提示義務に反するので，違法である。また，非公開とする必要自体も乏しいので，開示すべきものである。さらに，この事案では，特定事件に関わる者等が出ており，本件の開示請求が行われた時期は，何年も前のことであるから，本件の開示請求が行われた時期に開示が相当である限りにおいて当該特定事件に関わる者等の氏名等の個人情報の開示

相当という事になるので、念のため付言するものである。

(オ) 文書 5

これまでとほぼ同様である。

(カ) 文書 6

これまでとほぼ同様である。

(キ) 文書 7

起案日、決裁日、個人の印及び起案者については、非公開とする必要はない。役職、氏名、退職手当額、基本給、採用年月日、退職年月日、在職期間、手当対象期間、振込口座、個人名、個人の住所、個人の印について、非公開とする必要はない。また、個人の印等の個人情報とあるが、等というのが具体的に不明であるので、明示されるよう求める。

(ク) 文書 8

これまでとほぼ同様である。

(ケ) 文書 9 及び文書 10

これまでとほぼ同様である。特定個人から事業団に提出された文書は不開示という説明があるが、意味不明である。特定個人から提出されたということだけで不開示にできるということはない。

(コ) 文書 11

これまでとほぼ同様である。合意書などは金額的な返還に係る話のはずで、標題以外を全て隠さなければならない事態は通常考えられず、違法な処分である。

(サ) 文書 12

これまでとほぼ同様である。

(2) 意見書

ア 特定事件について公表をしていないとしていることについて

特定事件について公表をしていない旨述べるが報道もされており、元々は特定事件という扱いではなかった。この件について情報公開請求をしたのはかなり昔のことであり、度々決定が取り消されて今に至っているが、最初の決定など初期の時点では特定事件という名称ではなく、適切に名称が示されていた。

特定の情報公開請求についての一連の手続が継続的に進行していて、適法に情報が特定されて名称が情報公開請求者に決定書に表記されたことで特定事件の概要が伝達されている場合、事実上公表をしていることになる。

また、この件については、懲戒処分を行った事については、諮問庁はマスコミに発表しているので、説明書の最後にある「なお、特定事件については公表をしておらず、今後も公表する予定はないこと

を申し添える。」という記述は、事実に反する虚偽の主張である。

イ 理由の提示義務の違反について

理由の提示義務について、「不開示部分及び法律該当条文をもって理由を提示しているところである」旨述べるが、それらをもっても法律上の理由の提示としてはなお不備があるものであるところ、不当な見解である。

理由の提示義務違反は処分の取消し事由であるから、速やかに処分を取り消されたい。

再度の決定を行う際には、真に非公開とする必要性についてそれぞれの情報の性質に照らして検討されて、開示・不開示の決定を行われたい。

理由の提示を理由説明書の段階になってから行ったからといって遡及的に違法性が解消されることはないので、理由説明書上の「2 不開示とした理由について」において、「なお、各法人文書の不開示部分の具体的な理由等については、次のとおりである。」とする記述自体、不適切である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件法人文書について

開示請求文書に相当するものとして、別紙に掲げる文書1ないし文書12（本件対象文書）を特定したものである。

2 不開示とした理由について

本件対象文書の不開示理由については、本件「法人文書開示決定通知書」の「（別紙2）本件不開示部分」の中で、不開示部分及び法律該当条文をもって理由を提示しているところである。

なお、各法人文書の不開示部分の具体的な理由等については、次のとおりである。

（1）文書1から文書3までについて

文書1から文書3までは、特定宿泊施設における特定事件等の再発防止のために、再発防止策を講ずるための課題整理を行うことを目的とした調査委員会を設置し、当該調査委員会において調査した内容をまとめた報告書を作成した後、当該調査委員会を解散した旨についての文書である。

文書中の個人名及び役職名については、課長補佐以下の職員については役職名、氏名を公表していないことから、また、個人の印については個人情報であるため法5条1号に該当し不開示としている（以下すべての文書について、同内容については不開示とする。）。

文書2の調査報告書の内容については、特定事件等に関して調査した非公開の調査内容で、懲戒処分の前手続の内容であり、これらの内容を

公表すると今後の調査に影響を及ぼすおそれがあり、その所掌する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号に該当し不開示としている。

当該文書中には、取引業者等との公表をしていない取引内容が含まれており、契約実績や契約の積算内訳等の内容を公にすると、今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、「契約実績一覧」、「覚書」、「指名業者」、「入札書」、「入札説明書」、「積算内訳」、「金額内訳書」、「見積」、「予定価格」等の記載のある部分は、法5条4号に該当し不開示としている。

当該文書中の取引業者名（会社名）については、公にすると、当該業者が特定事件に関係していると推測されるおそれや、社会的信用を棄損する可能性があり、競争上の地位及び正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当し不開示としている。

また、当該文書の関係者への事情聴取、ヒアリング、供述書の内容については、当該部分を公にした場合、一定の範囲の者には、他の情報と照合することにより、被聴取者を特定することができる個人識別情報であることから、法5条1号に該当する。

さらに、当該事情聴取が、公開を前提とせずに行われたものであることから、これが公になると被聴取者と調査委員会との信頼関係が崩れる事態となり、今後の同種の調査において、正確な事実の把握が難しくなる事態も想定され、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号にも該当し不開示としている（以下すべての文書について、同内容について不開示とする。）。

当該文書中に「平成14年度第1回会館経営会議」の議事次第等の内容があるが、これらの内容は特定宿泊施設の経営方針等が記載されており、これらを公表すると事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号に該当し不開示としている。

なお、不開示としているファックス番号については、公表していない番号であり、公表すると事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから法5条4号に該当し不開示としている。

(2) 文書4から文書6までについて

文書4については、特定事件に関して、4回にわたり開催された人事関係業務調査検討委員会という組織内の手続の記録及び処分を検討するに当たっての資料をまとめた文書である。

文書5については、特定事件に係る関係職員の処分について、人事関係業務調査検討委員会がとりまとめて理事長に報告した内容の文書である。

文書6については、特定事件に係る関係職員の懲戒処分等を行った内

容の文書である。

文書4及び文書5については、懲戒処分的前提となる人事関係業務の調査検討情報であり、公にすると率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当する。

また、当該文書を公表することは、懲戒処分の過程を公開することになり、今後の懲戒事案に対する人事関係業務調査検討委員会が行う調査に影響を及ぼすおそれがあり、その所掌する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号にも該当し不開示としている。

文書4は、特定個人が特定事件について述べている部分があり、プライバシー情報（個人に関する情報）であることから、法5条1号に該当し不開示としている。

文書6は、懲戒処分等の内容で、プライバシー情報（個人に関する情報）であり、当該情報等に含まれる氏名等については個人識別情報でもある。さらに、懲戒処分等についての記述内容は、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できるものであることから、法5条1号に該当し不開示としている。

(3) 文書7から文書12までについて

文書7については、特定個人が退職した内容についての文書である。

文書8から文書12までについては、特定個人の退職金について返還を求め、その後、退職金の返還について合意をした内容の文書である。

文書7の特定個人の役職、氏名、退職手当額、基本給、採用年月日、退職年月日等については個人識別情報であり、同時に退職手当額、基本給等についてはプライバシー情報（個人に関する情報）でもあることから、法5条1号に該当し不開示としている（以下すべての文書について、同内容は不開示とする。）。

当該文書中の起案日、決裁日及び発送日については、公表すると、職員の退職日が推定されるおそれがあり、さらに、推定された退職日は、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できるものであることから、法5条1号に該当し不開示としている（以下すべての文書について、同内容は不開示とする。）。

文書8から文書12までの特定個人からの退職金返還に係る振込先の事業団の口座については公表していないことから、法5条4号に該当し、合意書及び特定個人から提出された文書に係る個人名、住所等については個人識別情報であり、法5条1号に該当し不開示としている。

また、特定個人からの文書については個人の考えを記述したものであることからプライバシー情報（個人に関する情報）及び個人識別情報であり、いずれも法5条1号に該当し、さらに、合意書及び特定個人からの文書を公表すると、今後個人及び法人との合意書の締結等の事務の適

正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条4号にも該当し不開示としている。

以上の理由により、本件対象文書についての不開示部分については、妥当であると考える。

なお、特定事件については公表をしておらず、今後も公表する予定はないことを申し添える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年6月15日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月3日 審議
- ④ 同年8月24日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 平成30年1月29日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年2月27日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ及び4号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、懲戒の根拠規定について開示がなされないことは不適切であり、また、本件対象文書の不開示部分は開示すべきであるとして、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、法5条3号の理由を追加した上で、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件請求文書の開示請求の対象として「懲戒の根拠規定」を特定しなかったことの妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件請求文書の開示請求の対象として「懲戒の根拠規定」を特定しなかったことの妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件請求文書の開示請求の対象として「懲戒の根拠規定」を特定しなかった理由について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求は、「特定宿泊施設特定事件についての文書の一切」

(本件請求文書)の開示を求めるものであることから、特定宿泊施設特定事件に関する調査委員会等に係る原議書(本件対象文書)を特定し、一部開示したものである。

イ 審査請求人は、「懲戒の根拠規定」を本件請求文書の開示請求の対象として特定すべきである旨主張しているが、開示請求書の記載からは「懲戒の根拠規定」が請求に含まれるとは解し得ず、また、本件対

象文書である12件の原議書には、「懲戒の根拠規定」は含まれていないため、本件請求文書の対象として特定すべき文書に「懲戒の根拠規定」が含まれていないと考える。

したがって、「懲戒の根拠規定」を特定しなかったことは妥当であると考えられる。

- (2) 本件開示請求書の記載は、上記(1)アの諮問庁の説明のとおりであると認められ、「懲戒の根拠規定」は本件請求文書の対象として特定すべき文書には該当しない旨の諮問庁の説明については、これを覆すに足る事情は認められない。

したがって、審査請求人が特定すべきとする「懲戒の根拠規定」が本件請求文書の対象として特定すべき文書であるとは認められず、これを特定しなかったことは、妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書の不開示部分は、別表の2欄に掲げる不開示部分1ないし不開示部分11である。

(1) 不開示部分1について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

(ア) 当該部分には、①原議書に係る個人の印（署名含む。）及び起案者名、②個人の氏名及び所属、③特定個人から事業団に提出された文書、④特定宿泊施設及び特定部署配置表並びに⑤退職手当に係る情報等が記載されている。

(イ) 上記①のうち原議書に係る個人の印（署名含む。）は、その固有の形状が特定の個人を識別することができる情報であり、これらを公にした場合、当該個人の印（署名含む。）が悪用されるなど、個人の権利利益を害するおそれがある。

(ウ) 上記①のうち起案者名及び上記②は、特定の個人を識別することができる情報であり、公表慣行のない事業団本部課長補佐相当以下（宿泊施設部長以下含む。）の職員等の氏名であるため、不開示情報に該当する。

(エ) 上記③は、個人の氏名等が含まれており、一体として特定の個人を識別することができる情報である。

個人の氏名部分を除く部分については、個人的な事情や個人の考え等に係る内容であるため、これらを公にした場合、事業団の関係者等一定範囲の者には、個人名を特定することが可能となり、その結果、個人に係る機微な情報が知られることとなるため、個人の権利利益を害するおそれがあり、部分開示はできない。

(オ) 上記④は、特定の部署に係る年度ごとの在職者の配置表であり、

特定宿泊施設特定事件に関わる特定個人も含まれている。

当該部分を公にした場合、特定個人や特定事件当時に在職していた特定個人以外の職員が特定され、特定事件に関わった特定個人が推定されるおそれ及び特定事件に関わっていない職員であっても、特定事件に関わったものとして誤解されるおそれがあるため、不開示とした。

また、特定個人を除く部分を公にした場合、事業団の関係者等一定範囲の者には、特定個人を特定することが可能となり、その結果、特定個人及び特定個人以外の職員の権利利益を害するおそれがあるため、部分開示はできない。

(カ) 上記⑤は、退職した職員に係る氏名、退職手当額、退職手当額の算出根拠等が記載されており、これらは一体として退職者に係る個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる。

退職者の氏名を除く部分については、採用年月日、退職年月日、退職時の基本給といった情報であり、これらを公にした場合、事業団の関係者等一定範囲の者には、当該退職者を特定することが可能となり、その結果、当該退職者の退職手当額等の外部に知られたくない情報が知られてしまい、当該退職者の権利利益を害するおそれがあるため、部分開示はできない。

イ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

(ア) 当該部分には、①原議書に係る個人の印影及び印影に代えた手書きの印（以下、併せて「印影等」という。）及び起案者名、②個人の氏名及び所属、③特定個人から事業団に提出された文書、④特定宿泊施設及び特定部署配置表中の個人の氏名・所属等並びに⑤退職手当に係る情報等の記載が認められる。

(イ) 上記①は、事業団本部の（a）役職員（理事長、理事、監事、本部部長、本部審議役、本部課長、本部班長、本部参事、本部課長補佐、本部係長、宿泊施設館長、宿泊施設副館長、宿泊施設部長、宿泊施設次長、宿泊施設課長、宿泊施設係長及び起案者）の印影等及び（b）起案者の氏名であると認められる。

上記ア（イ）の諮問庁の説明によると、原議書に係る個人の印影等は、その固有の形状が特定の個人を識別することができる情報であり、これらを公にした場合、当該個人の印影等が悪用されるなど、個人の権利利益を害するおそれがあるとのことである。

しかしながら、上記（a）役職員の印影等は、起案文書である文書1ないし文書12に係る事案を決裁したことを示すため、役職員が自ら押なつ等したものであって、当該役職員の職務遂行のための確認の意味を有するものにすぎず、決裁者の氏名を表示する以上に、

その形状等について認証的機能を有するものとして特に秘匿すべきものとはいえない。

役職員の氏名は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、上記ア（ウ）の諮問庁の説明から、事業団では、本部課長補佐相当以下（宿泊施設部長以下含む。）の職員の氏名は慣行として公にすることが予定されている情報ではないので、本部課長補佐、本部係長、宿泊施設部長、宿泊施設次長、宿泊施設課長、宿泊施設係長及び起案者の氏名は、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められず、個人識別部分であるため、法6条2項による部分開示の余地もないので、同号の不開示情報に該当し、その印影等も同様に不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

しかし、その余の役職員（理事長、理事、監事、本部部長、本部審議役、本部課長、本部班長、本部参事、宿泊施設館長及び宿泊施設副館長）については、その氏名が法5条1号ただし書イの慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当し、同号の不開示情報に該当せず、本件における印影等も、氏名と同様の意味しか有していないのであるから、同様に不開示情報に該当しないと認められる。

また、上記（b）起案者の氏名は、特定の個人を識別することができる情報であり、法5条1号ただし書イないしハに該当する事情も認められず、法6条2項による部分開示の余地もないので、同号の不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

したがって、理事長、理事、監事、本部部長、本部審議役、本部課長、本部班長、本部参事、宿泊施設館長及び宿泊施設副館長の印影等は、法5条1号に該当せず、開示すべきである。

（ウ）上記②は、特定の個人を識別することができる情報であり、法5条1号ただし書イないしハに該当する事情も認められず、一体として個人識別部分であるため、法6条2項による部分開示の余地もないので、同号の不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

（エ）上記③は、それぞれ一体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項の部分開示の可否について検討すると、個人の氏名等は個人識別部分であることから部分開示の余地はない。また、その余の部分は、個人的な事情や個人の考え等に係る内容であるため、これらを公にした場合、事業団の関係者等一定範囲の者には、

個人名を特定することが可能となり、その結果、個人に係る機微な情報が知られることとなり、個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示はできない。

したがって、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(オ) 上記④について

a 上記④は、職員の氏名・所属・就任期間等が記載されており、下記bの部分を除き、それぞれ一体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

これらは、公表慣行のない本部課長補佐相当以下（宿泊施設部長以下含む。）の職員の氏名・所属・就任期間等であるので、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められず、一体として個人識別部分であるため、法6条2項による部分開示の余地もないので、同号の不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

b しかしながら、上記④のうち、上記aを除くその余の部分（宿泊施設館長、宿泊施設副館長及び本部部長の氏名等）については、公表慣行があり、法5条1号ただし書イに該当するため、同号に該当するとは認められず、開示すべきである。

なお、諮問庁は、当該配置表に特定宿泊施設特定事件に関わる特定個人も含まれているため、これを公にした場合、特定事件に関わった特定個人が推定されるおそれ及び特定事件に関わっていない職員であっても、特定事件に関わったものとして誤解されるおそれがある旨説明する。しかしながら、上記aを除くその余の部分は、これらを公にしても、公表慣行のある職員の氏名・所属・就任期間等が明らかになるにすぎず、特定事件に関わった特定個人が推定されるおそれ及び特定事件に関わっていない職員であっても、特定事件に関わったものとして誤解されるおそれがあるとは認められない。

(カ) 上記⑤について

上記⑤には、退職した職員に係る氏名、退職手当額、退職手当額の算出根拠等が記載されており、これらは一体として当該退職者に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

次に法6条2項による部分開示の可否について検討すると、退職者の氏名は、個人識別部分であることから部分開示の余地はない。

また、退職者の氏名を除く部分は、採用年月日、退職年月日、退職時の基本給といった情報であり、これらを公にした場合、事業団の関係者等一定範囲の者には、当該退職者を特定することが可能となり、その結果、当該退職者の退職手当額等の外部に知られたくない情報が知られてしまうとする上記ア（カ）の諮問庁の説明は首肯でき、当該退職者の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示はできない。

したがって、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

（2）不開示部分2について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

当該部分は、特定会社名等に係る情報が記載されており、当該部分を公にした場合、特定会社が特定事件に関係しているものと推測されることにより、社会的信用を毀損し、特定会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

イ 当該部分は、特定会社名等に係る情報が記載されており、原処分で既に開示されている情報と照合することにより、特定会社が特定事件に関係しているものと推測されるおそれのある情報であると認められる。

そうすると、当該部分を公にすることにより、特定会社の社会的信用を毀損し、特定会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとする上記アの諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該部分は法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

（3）不開示部分3について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

（ア）当該部分は、特定宿泊施設特定事件等の再発防止策を講ずるための課題整理を目的とした調査委員会による公としていない調査報告書の内容であり、多くの関係者の証言や資料など機微な情報を基に作成しているものである。

（イ）当該部分を公にした場合、調査委員会に協力した関係者との信頼関係が損なわれ、今後、同種の調査委員会が設置された際、関係者から協力を得ることが困難となるおそれがあり、事業団の調査関係業務に係る事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

イ 当該部分は、調査委員会による調査報告書の具体的な記述部分であり、関係者の証言等を基に作成している機微な情報であると認められ

る。

そうすると、当該部分を公にすることにより、調査委員会に協力した関係者との信頼関係が損なわれ、今後、同種の調査委員会が設置された際、関係者から協力を得ることが困難となるおそれがあり、事業団の調査関係業務に係る事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする上記アの諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該部分は法5条4号柱書きに該当し、同条1号及び2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(4) 不開示部分4について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

(ア) 当該部分には、①入札参加業者名、②入札に係る予定価格、③入札書、④落札金額以外の契約金額、⑤見積書、⑥仕様書及び⑦入札説明書等が記載されている。

(イ) 上記①は、入札に応札した業者名が記載されており、当該部分には、落札できなかった業者名の記載もある。これらを公にした場合、業者がどのような契約に応札し、落札できなかったかが明らかとなり、当該業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

(ウ) 上記②は、公にすることにより、今後の同様の契約の予定価格が類推されることとなり、事業団の今後の入札業務において公正な競争が行われず、事業団の財産上の利益が不当に害されるおそれがある。

(エ) 上記③は、公にすることにより、入札に応札した業者の入札書の内容が明らかとなるため、今後の同様の契約の予定価格が類推され、事業団の今後の入札業務において公正な競争が行われず、事業団の契約に関する事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(オ) 上記④は、公となっていない業者との随意契約による契約金額であり、当該部分を公にした場合、予定価格が類推されるおそれがあり、公正な競争の確保が困難となるため、事業団の契約に関する事務又は事業の適正な遂行に支障が生ずるおそれがある。

なお、上記④の契約当時、事業団は契約等に係る公表基準を設けていない。

(カ) 上記⑤は、業者の経営上の戦略に基づいて作成されたものであり、当該部分を公にした場合、事業団と業者との信頼関係が損なわれ、事業団と業者との今後の見積合わせに影響を及ぼすこととなるため、

事業団の契約に関する事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

- (キ) 上記⑥及び⑦は、事業団の宿泊施設の保守管理に係る仕様書及び入札説明書であり、応札前に事業団から業者に対し交付したものである。しかし、これらの部分は、入札から応札までの間において、公表しておらず、応札後においても、応札のあった業者以外には一般に公表していない。

これらが公になった場合、事業団の宿泊施設の保守管理に係る内部情報が一般に知られることとなるため、今後の防犯体制や警備体制に支障を来すことにもつながりかねず、事業団の宿泊施設の保守管理に関する事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

イ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

- (ア) 当該部分には、①入札参加業者名、②入札に係る予定価格、③入札書、④落札金額以外の契約金額、⑤見積書、⑥仕様書及び⑦入札説明書等の記載が認められる。

- (イ) 上記①は、業者がどのような契約に応札したのかという業者の機微な情報であるので、当該部分を公にすることにより、当該業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとする上記ア（イ）の諮問庁の説明は首肯できる。

また、上記①には、落札した業者名の記載もあるが、当該部分は、上記（２）イと同様の理由により、当該業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、上記①は法５条２号イに該当し、同条４号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (ウ) 上記②は、入札における予定価格であり、今後の同様の契約の予定価格が類推される情報であるので、当該部分を公にすることにより、事業団の今後の入札業務において公正な競争が行われず、事業団の財産上の利益が不当に害されるおそれがあるとする上記ア（ウ）の諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該部分は法５条４号二に該当し、同条２号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (エ) 上記③は、入札に応札した業者の入札書の内容であるので、当該部分を公にすることにより、今後の同様の契約の予定価格が類推され、事業団の今後の入札業務において公正な競争が行われず、事業団の契約に関する事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする上記ア（エ）の諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該部分は法５条４号柱書きに該当し、不開示とす

ることが妥当である。

(オ) 上記④は、公となっていない業者との随意契約による契約金額であるので、当該部分を公にすることにより、予定価格が類推されるおそれがあり、公正な競争の確保が困難となるため、事業団の契約に関する事務又は事業の適正な遂行に支障が生ずるおそれがあるとする上記ア（オ）の諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該部分は法5条4号柱書きに該当し、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(カ) 上記⑤は、業者の経営上の戦略に基づいて作成された見積書であり、外部に知らせるべき情報ではないので、当該部分を公にすることにより、事業団と業者との信頼関係が損なわれ、事業団と業者との今後の見積合わせに影響を及ぼすこととなり、事業団の契約に関する事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする上記ア（カ）の諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該部分は法5条4号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

(キ) 上記⑥及び⑦は、応札のあった業者以外には公としていない事業団の宿泊施設の保守管理に係る仕様書及び入札説明書であると認められ、これらの情報は、事業団の内部管理情報であるといえるので、当該部分を公にすることにより、事業団の今後の防犯体制や警備体制に支障を来すことにもつながりかねず、事業団の宿泊施設の保守管理に関する事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする上記ア（キ）の諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は法5条4号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

(5) 不開示部分5について

当該部分は、公となっていないファックス番号であり、公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、事業団の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、当該部分は法5条4号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

(6) 不開示部分6について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

当該部分は、上記（3）アの調査委員会による調査等の一環として行われた公開を前提としない関係者の事情聴取等に係る情報であり、当該部分を公にした場合、事情聴取等に協力した関係者との信頼関係が損なわれ、今後、同種の調査委員会が設置された際、関係者か

ら協力を得ることが困難となるおそれがあり、事業団の調査関係業務に係る事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

イ 当該部分は、関係者への事情聴取等の内容が記載されていることが認められる。

当該事情聴取等は、特定宿泊施設特定事件等の再発防止策を講ずるための課題整理を目的とした調査委員会による調査の一環として実施されたものであるため、上記（３）イと同様の理由により、法５条４号柱書きに該当し、同条３号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（７）不開示部分７について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

当該部分は、宿泊施設の経営方針等に係る内容が記載されており、当該部分が公になった場合、競合する他の宿泊施設に経営ノウハウを模倣されるおそれがあることから、事業団の宿泊施設に係る経営に関する事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

イ 当該部分は、事業団の会館経営会議に係る資料であり、宿泊施設の経営方針等の記載が認められる。

当該資料には、競合する他の宿泊施設に知られたくない経営ノウハウに係る情報や宿泊施設の内部管理情報等が記載されているため、当該部分を公にすることにより、競合する他の宿泊施設に当該経営ノウハウを模倣され、事業団の宿泊施設に係る経営に関する事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする上記アの諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は法５条４号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

（８）不開示部分８について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

（ア）当該部分は、特定事件についての処分の検討内容及び調査内容等が記載されている。

（イ）当該部分は、一体として特定の個人を識別することができる情報である。

個人の氏名部分を除く部分については、特定事件の経緯や処分の検討内容等であるため、これらを公にした場合、事業団の関係者等一定範囲の者には、個人名を特定することが可能となり、その結果、個人に係る機微な情報が知られる結果となり、個人の権利利益を害するおそれがあるため、部分開示はできない。

(ウ) なお、審査請求人は、意見書（上記第2の2（2）ア）において、「懲戒処分を行ったことについては、諮問庁はマスコミに発表している」旨主張するが、事業団としてマスコミに発表した事実はない。

イ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

(ア) 当該部分には、懲戒処分の検討の対象となった個人の氏名及び事情聴取の対象となった個人の氏名等が記載されているため、一体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

(イ) 次に法6条2項による部分開示の可否について検討すると、個人の氏名等は、個人識別部分であることから部分開示の余地はない。また、その余の部分は、懲戒処分を検討するための事実関係等に係る情報であり、これらを公にすると、事業団の関係者等一定範囲の者には、個人名を特定することが可能となり、その結果、個人に係る機微な情報が知られる結果となり、個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示はできない。

(ウ) したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条3号及び4号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(9) 不開示部分9について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

(ア) 当該部分は、特定個人と事業団との退職手当返還に係る合意書であり、特定個人名、特定個人の退職手当返還額等とともに特定個人と事業団との合意内容が記載されている。

(イ) 当該部分は、一体として特定の個人を識別することができる情報である。

個人の氏名部分を除く部分については、これらを公にした場合、その記載内容から、事業団の関係者等一定範囲の者には、個人名を特定することが可能となり、その結果、特定個人に係る機微な情報が知られる結果となり、特定個人の権利利益を害するおそれがあるため、部分開示はできない。

イ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

(ア) 当該部分には、特定個人の氏名及び退職手当返還額等に係る情報が記載されているため、一体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

(イ) 次に法6条2項による部分開示の可否について検討すると、個人

の氏名等は、個人識別部分であることから部分開示の余地はない。また、その余の部分は、合意書を通知することとなった経緯や特定個人の退職手当返還額等であり、これらを公にすると、事業団の関係者等一定範囲の者には、個人名を特定することが可能となり、その結果、個人に係る機微な情報が知られる結果となり、個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示はできない。

(ウ)したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条4号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(10) 不開示部分10について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

当該部分は、関係者からの事情聴取を基に意見交換を行った内容が記載されており、当該部分を公にした場合、事情聴取に協力した関係者との信頼関係が損なわれ、今後の処分の検討や調査の際に、関係者からの協力を得ることが困難となるおそれがあり、事業団の処分等に係る事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

イ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

(ア) 当該部分は、人事関係業務調査検討委員会における議事概要であり、関係者からの事情聴取等により得た情報を基に意見交換を行った内容であることが認められる。

(イ) そうすると、当該部分を公にすることにより、事情聴取に協力した関係者との信頼関係が損なわれ、今後の処分の検討や調査の際に、関係者からの協力を得ることが困難となるおそれがあり、事業団の処分等に係る事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとすると上記アの諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該部分は法5条4号柱書きに該当し、同条1号及び3号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(11) 不開示部分11について

当該部分は、特定個人が退職金を返還する際に指定した事業団の振込口座の情報である。当該情報は、みだりに外部に知らせるべき性格の情報ではないと認められるので、公にすることにより、事業団の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、当該部分は法5条4号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を

左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ及び4号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が特定すべきとしている「懲戒の根拠規定」を特定しなかったことは、当該文書は本件請求文書の開示請求の対象として特定すべき文書であるとは認められないので、妥当であり、諮問庁が、不開示とされた部分は同条1号、2号イ、3号及び4号に該当することから不開示とすべきとしていることについては、別表の4欄に掲げる部分を除く部分は、同条1号、2号イ並びに4号柱書き及びニに該当すると認められるので、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別表の4欄に掲げる部分は、同条1号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡，委員 泉本小夜子，委員 山本隆司

別紙（本件対象文書）

- 文書 1 特定宿泊施設における特定事件等再発防止に係る調査委員会設置について
- 文書 2 特定宿泊施設における特定事件等再発防止に係る調査委員会調査報告書
- 文書 3 特定宿泊施設における特定事件等再発防止に係る調査委員会の解散について
- 文書 4 人事関係業務調査検討委員会資料等について
- 文書 5 「特定宿泊施設特定事件にかかる職員の処分について」の検討結果について
- 文書 6 特定宿泊施設特定事件に係る懲戒処分等について
- 文書 7 特定宿泊施設職員の退職について
- 文書 8 特定個人にかかる退職手当の返還について
- 文書 9 特定個人にかかる退職手当の返還について（再請求）
- 文書 10 特定個人にかかる退職手当の返還について（再請求）
- 文書 11 特定個人にかかる退職手当の返還に伴う合意書について
- 文書 12 特定個人にかかる退職手当の返還に伴う合意書について

別表

1 文書番号	2 不開示部分		3 不開示理由 (法5条)	4 開示すべき 部分
文書1 ないし 文書12	不開示部 分1	個人に係る情報(①原議書 に係る個人の印(署名含 む。)及び起案者名, ②個 人の氏名及び所属, ③特定 個人から事業団に提出され た文書, ④特定宿泊施設及 び特定部署配置表並びに⑤ 退職手当に係る情報等)	1号	①の理事 長, 理事, 監事, 本部 部長, 本部 審議役, 本 部課長, 本 部班長, 本 部参事, 宿 泊施設館長 及び宿泊施 設副館長の 個人の印 (署名含 む。) ④の宿泊施 設館長, 宿 泊施設副館 長及び本部 部長の氏名 等
文書1 文書2	不開示部 分2	特定会社名等に係る情報	2号イ	なし
文書2	不開示部 分3	「調査報告書」中の本文	1号, 2号 イ及び4号	なし
文書2	不開示部 分4	入札及び契約関係に係る情 報(①入札参加業者名, ② 入札に係る予定価格, ③入 札書, ④落札金額以外の契 約金額, ⑤見積書, ⑥仕様 書及び⑦入札説明書等)	4号 ただし, ①, ②及び ④は, 2号 イにも該当	なし
文書2	不開示部 分5	特定部署のファックス番号 に係る情報	4号	なし

文書 2 文書 4 文書 5	不開示部 分 6	関係者への事情聴取等に係 る情報	4 号 ただし、文 書 4 及び文 書 5 につい ては、理由 説明書にお いて 3 号を 追加	なし
文書 2	不開示部 分 7	会館経営会議に係る情報	4 号	なし
文書 4 ないし 文書 6	不開示部 分 8	処分等に係る情報（特定事 件についての処分の検討内 容及び調査内容等）	1 号及び 4 号 ただし、文 書 4 及び文 書 5 につい ては、理由 説明書にお いて 3 号を 追加	なし
文書 4 文書 1 1 文書 1 2	不開示部 分 9	特定個人と事業団との合意 書	1 号及び 4 号	なし
文書 4	不開示部 分 1 0	人事関係業務調査検討委員 会議事概要	1 号及び 4 号 理由説明書 において 3 号を追加	なし
文書 8 ないし 文書 1 0	不開示部 分 1 1	振込口座に係る情報（退職 手当の返還に係る振込口 座）	4 号	なし